

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間等 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">条例第5条第1項第2号イ審査基準 (市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅)</p> <p>1 開発行為を行う者 開発行為を行う者は、社会通念に照らし、新たに自己の居住のための住宅を建築することが相当と認められる者であって、伊奈町又は隣接する市の市街化調整区域に、自己の親族が20年以上居住し、かつ、現在、伊奈町又は隣接する市の市街化調整区域に居住する親族を有する者</p> <p>2 開発区域 開発区域の土地は、既存の集落に存する土地であって、次のいずれかに該当するものであること。 (1) 開発行為を行う者が所有している土地 (2) 開発行為を行う者の親族が所有している土地</p> <p>3 予定建築物 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅</p>	<p style="text-align: center;">条例第5条第1項第2号イ審査基準 (市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅)</p> <p>1 開発行為を行う者 開発行為を行う者は、社会通念に照らし、新たに自己の居住のための住宅を建築することが相当と認められる者であって、伊奈町又は隣接する市の市街化調整区域に、自己の親族が20年以上居住し、かつ、現在、伊奈町又は隣接する市の市街化調整区域に居住する親族を有する者</p> <p>2 開発区域 開発区域の土地は、既存の集落に存する土地であって、次のいずれかに該当するものであること。(ただし、当該土地が農地の場合は、農地法第5条許可を停止条件とした所有権移転仮登記を完了したものとする。) (1) 開発行為を行う者が所有している土地 (2) 開発行為を行う者の親族が所有している土地</p> <p>3 予定建築物 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する専用住宅</p>